

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第12号

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年寒川町規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月30日」を「令和6年3月30日」に、「第8条第2項」を「第5条第2項」に、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。